

計画作成年度	令和7年度
計画主体	加西市

加西市鳥獣被害防止計画書

<連絡先>

担当部署名 加西市産業部農政課
所在地 加西市北条町横尾1000
電話番号 0790-42-8718
FAX番号 0790-43-1802
メールアドレス nosei@city.kasai.lg.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ（以下、「シカ」という。）、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、ツキノワグマ（以下、「クマ」という。）、カラス、ドバト、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度 （毎年4月1日から翌年3月31日まで）
対象地域	加西市

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		被害面積（ha）	被害額（千円）
シカ	米（水稻）	1.10	1,309
	麦（小麦）	1.94	307
	合計	3.04	1,616
イノシシ	米（水稻）	5.13	6,106
	麦（小麦）	0.18	28
	イモ類	0.53	234
	合計	5.84	6,368
アライグマ	果樹（ブドウ等）	0.47	3,583
	野菜（イチゴ・スイカ等）	0.77	2,943
	合計	1.24	6,526
ヌートリア	米（水稻）	0.06	71
	野菜（キャベツ等）	0.18	374
	合計	0.24	445
ハクビシン	果樹（ブドウ等）	0.22	3,023
	野菜（イチゴ等）		
クマ	養蜂業者の巣箱 墓地、神社等への被害	目撃情報0件・痕跡情報0件	
合 計		10.58	17,978

(2) 被害の傾向

野生動物の生息状況及び被害の現状は、兵庫県森林動物研究センターによる調査研究のほか、兵庫県による狩猟者アンケート（出猟カレンダー等）や農会長に対して実施している野生動物の被害状況に関するアンケート調査、農業共済被害の申告状況を基に把握している。

対象鳥獣	(現状値) 令和6年度	(前回計画策定時) 令和3年度
	兵庫県森林動物研究センターが実施している鳥獣害アンケート調査による農会意識調査において、市内の回答のあった農会のうち被害が「大きい」もしくは「深刻」と回答した農会の割合	
シカ	5.7%	4.6%
	北部地域を中心に、田植え後の水稲や発芽直後の麦苗、自家野菜への食害が発生しており令和3年度と令和6年度の調査を比較すると増加傾向である。一方、狩猟に加え有害捕獲を推進することにより個体管理を行うとともに、侵入防護柵の設置による被害対策が一定の効果をあげている。被害の要因としては個体数の増加や生息範囲の拡大及び侵入防止柵の未設置によるものが増加傾向にある。	
イノシシ	19.8%	25.7%
	<p>収穫前の水稲や麦、自家野菜への食害のほか、畦畔やため池の堤防の掘り起こしなど農業施設への被害や人家敷地内を掘り起こす等の生活環境に関わる被害も発生している。</p> <p>侵入防護柵の設置や有害捕獲を推進しているものの、繁殖力が高いことなどから被害申告は未だ高い数値となっている。</p> <p>また、令和3年度と令和6年度の調査を比較すると減少しているが、豚熱の影響などによる一時的なものと考えられ、今後は、被害地域が拡大する可能性が高いと考えられ対策が急務である。</p>	
アライグマ	12.3%	7.0%
	特産のブドウ等の果樹やイチゴ等の野菜の食害のほか、家屋の屋根裏などで営巣し生活環境被害を発生させ、被害範囲は市内全域に急激に増加している。	
ヌートリア	5.7%	1.0%
	田植え後の水稲や自家野菜への食害のほか、ため池の堤防に穴をあけ営巣するなど、農業施設への被害が発生しており拡大傾向にある。	
ハクビシン	イチゴやブドウ等の食害が発生している。	
クマ	令和5年度に1件、北部地域で目撃情報があった。	
その他	カラス、ドバト、カワウによる糞害が発生している。	

(3) 被害の軽減目標（面積・被害額）

	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	面積(ha)	被害額(千円)	面積(ha)	被害額(千円)
①シカ	3.04	1,616	2.00	1,063
②イノシシ	5.84	6,368	4.00	4,362
③アライグマ 被害程度が「深刻」及び 「大きい」の回答割合	12.3%		5.0%	
④ヌートリア 被害程度が「深刻」及び 「大きい」の回答割合	5.7%		0.0%	
⑤クマ	目撃情報0件・痕跡情報0件		被害なし	

※①②は加西市農政課による聞き取り調査および農業共済被害申告書を基に算出。

※③④は、兵庫県森林動物研究センターが毎年実施する「鳥獣被害アンケート」の集計結果。

※⑤は、加西市農政課による聞き取り調査及び現場確認の結果。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○捕獲体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 兵庫県猟友会加西支部に委託し有害駆除を実施 <p>令和6年度実績</p> <p>シカ個体群管理事業 銃器（4月）</p> <p>有害鳥獣駆除専任班 銃器（5月～3月）</p> <p>わなによる有害捕獲（6月～9月）</p> <p>わなによる特別捕獲（11月）</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規狩猟免許取得者の増を目指す。（取得経費の半額を補助） 	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲活動に従事する猟友会会員の高齢化と会員数の減少（特に一種、二種免許所持者）を補う若手会員の確保及び育成 被害農家の猟友会会員への捕獲依存の高まり 市境付近での銃猟での有害駆除（猟犬の使用や半矢となった獲物が他市町に逃げた場合、回収が困難になる点）
	<p>○捕獲機材導入及び取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟友会への機材貸与 <ul style="list-style-type: none"> 業務用無線機：25台 狩猟者端末：14台 ナビ端末：4台 車載型業務用無線4台 猟友会や市民への小動物捕獲用の箱わなの貸与 66基（R4～R6 16基増設） ICT用パイプ連結式囲いわな 1基 ICT捕獲システム R5新設 	<p>捕獲効率を一層向上させるためのICT捕獲システムやアニマルセンサーを活用した捕獲檻や囲い罠の導入とその捕獲技術の習得</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	<p>○侵入防護柵の設置・管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 直近3カ年の設置状況 <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度 金網柵 3,748m 令和5年度 金網柵 4,465m 令和6年度 金網柵 4,150m 期間計 12,363m のべ延長 18,3km 設置管理体制 <p>協議会が防護柵資材を集落に提供し、集落が設置及び維持管理を実施</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 金網柵に加え、電気柵を併用した防護柵整備 集落の高齢化と人口減少による設置、維持管理人材の不足
	<p>○緩衝帯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の野生動物共生林整備事業等を活用した人と野生動物の棲み分けゾーンの設置、野生動物の生息地となる森林の整備や公益的機能が低下した森林機能の回復 <ul style="list-style-type: none"> 野生動物共生林整備：1件（R6） 獣害ベルト緊急整備：16件（R4～6） 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の高齢化と人口減少による整備人材の不足 多数にわたる地権者及び不在所有者の同意の取り付けなどの地元調整 所有境界が不明瞭な点
	<p>○追い上げ・追い払い活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 麦の発芽時期や水稻収穫前におけるシカやイノシシの食害集中時に、轟音玉を利用した追い払いを実施 	<ul style="list-style-type: none"> 集落が主体となって行う効果的な追い払い方法の普及 煙火消費保安手帳所持者の育成
	<p>○放任果樹の除去</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落内の点検を行い、放任果樹の収穫や伐採を行うよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の高齢化と人口減少による収穫、伐採等の人材不足 空き家の増加
	<p>○鳥獣の習性・被害防止技術等の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 要望する農会を対象に鳥獣被害対策講習会を開催 加西市アライグマ防除実施計画・加西市ヌートリア防除実施計画等に基づく外来生物に対する普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> 講習会を開催する場合の講師と受講者のマッチング 受講後の集落内での実施継続体制の構築

(5) 今後の取組方針

○捕獲体制の整備

- ・ 兵庫県猟友会加西支部と連携した捕獲の推進
- ・ 捕獲活動従事者（猟友会会員）の確保、育成
- ・ 効率的な捕獲を推進するため、ICT捕獲システムやアニマルセンサーを活用した囲い罠や捕獲檻の導入及び赤外線ドローンを活用した生息調査
- ・ 兵庫県立総合射撃場を活用した銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成や捕獲技術の向上

○被害防除に関する取組

- ・ 侵入防護柵の新規設置及び更新
- ・ 既設の防護柵に対する地際対策
- ・ 赤外線ドローンを活用した追払いの実証
- ・ 侵入防護柵の管理及び機能維持のための手法等の普及啓発、指導
- ・ 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発、指導

○情報収集及び情報提供

- ・ 兵庫県森林動物研究センターとの連携による有害鳥獣の生息動向の把握、住民意識、被害状況に関する情報収集と情報提供
- ・ 農業共済との連携による被害状況の把握

○クマ対策の取組

- ・ 緊急銃猟マニュアルの整備・運用
- ・ 県、市及び関係団体等が連携した突発的な遭遇や人の生活圏出没への対応整備
- ・ 生息環境に必要な森林整備
- ・ 被害防止のための対応マニュアルの作成や正しい知識の普及
- ・ 現場対応に備え必要な資材等の整備

○獣害に強い集落づくり

- ・ スマート獣害対策モデル育成事業を活用した市内にモデル地区の選定及び活動
- ・ モデル事業活動例の市内への普及
- ・ 集落内の収穫残渣や放任果樹等、餌場を無くす対策
- ・ 耕作放棄地や藪などの隠れ場の除去及び緩衝帯の整備
- ・ 侵入防護柵（金網柵・電気柵）の整備と住民による点検
- ・ 箱わなを活用した集落捕獲の推進

○鳥獣被害対策実施隊の活動推進

- ・ 有害鳥獣の捕獲や侵入防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するための隊員の狩猟免許取得率向上

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

対象鳥獣による農作物被害を受けた集落からの要望に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律や兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画、市が定める許可基準に照らし、兵庫県猟友会加西支部へ委託を行い、有害捕獲を実施して被害防止に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	シカ・イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の確保、育成のため、新規狩猟免許取得者に対して奨励金を交付 ・ICTを活用した捕獲システムやアニマルセンサーを導入した捕獲効率の向上 ・赤外線ドローンを活用した生息状況の確認
	アライグマ ヌートリア ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員及び市民への捕獲用檻の貸出 ・捕獲用箱罠の更新
	カラス・ドバト	<ul style="list-style-type: none"> ・集中的な捕獲活動の推進
	クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲を含む出沒対応マニュアルの整備・運用及び捕獲に必要な資材の整備

(3) 対象鳥獣の捕獲計画 捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>① シカ</p> <p>兵庫県が策定する「第3期ニホンジカ管理計画 令和7年度事業実施計画」によると県全域における令和7年度の捕獲目標は46,000頭とされており、本市の捕獲目標は狩猟捕獲を併せて380頭と定められていることから、令和8年度から令和10年度については、380頭/年を捕獲目標頭数とする（管理計画の捕獲目標を達成するため、狩猟に関しては狩猟期捕獲拡大事業等を活用して捕獲を推進する）。</p>
<p>② イノシシ</p> <p>兵庫県が策定する「第3期イノシシ管理計画 令和7年度事業実施計画」によるとイノシシは個体数変動が激しい動物であり、自然増加率や生息個体数の推定錯誤が大きく、適切な野外調査手法が確立されていないため、年間捕獲目標は設定されていない。同計画のイノシシの生息密度推定イメージによると本市は、生息密度の高い地域に位置しており、被害（有害鳥獣駆除依頼書等）状況等を考慮すると、令和8年度から令和10年度の捕獲の目標については、直近3カ年の平均捕獲頭数比30%増の250頭/年と設定する。</p> <p>人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は緊急銃猟を実施する。</p>

③ アライグマ、ヌートリア、ハクビシン

外来生物のため根絶を目指すものの数値としては500頭/年を目標として設定する。

④ クマ

人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は緊急銃猟を実施する。

捕獲計画

対象鳥獣	捕獲数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ	380頭	380頭	380頭
イノシシ	250頭	250頭	250頭
アライグマ、ヌートリア ハクビシン	500頭	500頭	500頭
カラス・ドバト	100羽	100羽	100羽
クマ	目標数値設定なし		

捕獲実績

対象鳥獣	捕獲実績数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
シカ	230頭	228頭	281頭
イノシシ	257頭	141頭	175頭
アライグマ	162頭	191頭	245頭
ヌートリア	79頭	45頭	124頭
ハクビシン	13頭	15頭	29頭
外来生物計	254頭	251頭	398頭
カラス	99羽	62羽	53羽
カワウ	0羽	100羽	103羽
クマ	捕獲実績なし		

捕獲等の取組内容

年間を通じてシカ、イノシシによる農作物等への被害が発生していることから、狩猟期以外に被害が発生した場合は、被害集落からの要望に基づき被害調査を実施の上、兵庫県猟友会加西支部に委託して、シカ個体群管理事業（銃器）、有害鳥獣駆除専任班（銃器）による駆除を行うほか、銃器による駆除が困難な夏季や住宅地が隣接する場所等では、わなによる駆除を実施する。

アライグマ、ヌートリア、ハクビシンについては、市民や猟友会員に小動物捕獲用の箱罟を貸出し捕獲の推進を図り、地域からの根絶を目指す。

クマについては、兵庫県の「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づく市の対応マニュアルに従って関係機関が連携して有害捕獲を行う。

(4) 許可権限委譲事項

なし

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防護柵の整備計画

シカ、イノシシを対象とした侵入防護柵（金網柵）は一定の被害防止効果がみられている。今後は、捕獲に併せて下記計画により侵入防護柵の整備を推進する。

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ・イノシシ	金網柵等 延長 L=7,000m	金網柵等 延長 L=7,000m	金網柵等 延長 L=7,000m
クマ	出没が多発した場合は電気柵等を設置し出没防止を図る。		

(2) その他被害防止に関する取組

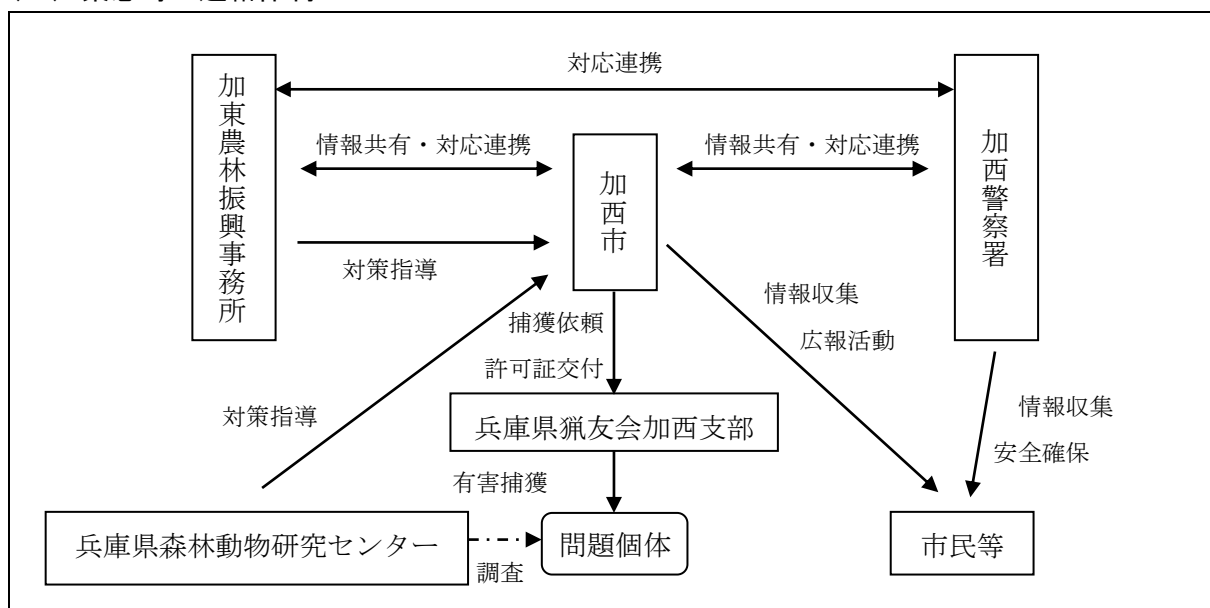
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度～ 令和10年度	シカ・ イノシシ	① 獣害に強い集落づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置済みの侵入防護柵については、集落で適切に管理を行う。また、耐用年数が経過し劣化が著しい侵入防護柵については適時更新を行う。 ・ 集落点検、集落診断によって、里地里山の整備、耕作放棄地対策等の指導助言を行う。 ・ 侵入防護柵の整備と合わせて、野生動物共生林事業や獣害ベルト緊急整備事業等を活用した緩衝帯整備及び放任果樹対策等、集落環境の一体整備のための技術的、経済的支援及び指導を行う。 ・ 捕獲活動のモデル地区を指定し推進する。 ② 電気柵等の効果的な設置方法及び安全対策等の普及啓発、指導を行う。
	アライグマ・ ヌートリア・ ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物による被害対策のための研修会を開催する。 ・ 被害防止のための市民への技術的指導を行う。 ・ 特に被害が多発しているぶどう生産団地において対策を進める。また、団地毎に生産者によるアライグマ捕獲班を結成し、捕獲効率の高まる3月、6月に集中的に捕獲を実施する。
	クマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対し放任果樹が誘因物となることを周知し、適切な管理（除去を含む）を促す。 ・ クマについては市（県）マニュアルに従い対応する。

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
加西市	情報収集、連絡調整、広報活動、有害捕獲の依頼等
兵庫県猟友会加西支部	有害捕獲の実施
兵庫県加東農林振興事務所	連絡調整、対策指導
兵庫県森林動物研究センター	対策に関する助言指導等
兵庫県加西警察署	情報収集、現場付近での安全確保

(2) 緊急時の連絡体制



6 捕獲等を行った対象鳥獣の処理に関する事項

通常、捕獲された対象鳥獣においては、学術研究への利活用を行っていく他、猟友会等において肉用へ供するなどする。また、そういった処理が不可能な場合・部位等は、処理施設における焼却等により処理する（概ね、兵庫県第13次鳥獣保護管理事業計画書・加西市アライグマ防除実施計画・加西市ヌートリア防除実施計画等に準ずることとする）。

そのほか、集落わなによる捕獲活動を実施している集落に対し、鳥獣被害防止総合対策事業補助事業を活用して簡易的な集合理設設備（コルゲート管等）の実証を進める。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

今後、検討を行う。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	加西市鳥獣害防止協議会
--------	-------------

構成機関の名称	役割
加西市	協議会の庶務、連絡調整 被害状況の調査、被害対策指導 捕獲従事者の人材確保、育成
兵庫県猟友会加西支部	対象鳥獣の有害捕獲
兵庫県農業共済組合東播支所	被害状況の調査
加西市農会長会	被害対策の実践
兵庫県加西農業改良普及センター	被害対策に係る営農指導
兵庫みらい農業協同組合（加西営農生活センター）	アドバイザー

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県加東農林振興事務所	国・県補助事業の対応 情報提供、指導助言など 野生動物共生林整備等の森林整備 生息地（森林）管理の指導、支援
兵庫県森林動物研究センター	指導助言、情報提供など

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和7年度現在、隊員は7名。柵の設置、維持管理方法の指導、被害農家等からの相談対応、被害状況の調査、被害対策方法の指導、集落の要請による追い払いなどの被害防除活動を行っている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特記事項なし。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

1から8までのほか、被害防止施策の実施に関し必要な事項については別に定める。

また、野生イノシシにおいて豚熱（CSF）感染個体が確認された場合、CSF感染個体確認地点を中心に10km圏内の感染確認区域では、捕獲したイノシシの肉は、原則、自家消費に限るとともに、区域外への持ち出さない等の取組の徹底を図る。さらに、捕獲従事者による靴底や車両への消毒の徹底等の防疫措置の実施を図る。

加西市鳥獣害防止協議会規約

(目的)

第1条 加西市鳥獣害防止協議会は、関係者が相互に協力して市内の有害鳥獣を適切に管理することをもって地域農林業の振興および加西市の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体を加西市鳥獣害防止協議会（以下「協議会」）と称する。

(組織等)

第3条 この協議会は、別紙1に掲げる協議会の趣旨に賛同する団体等により構成する。

2 協議会の役員は構成団体の代表者をもって組織し、会長1名、副会長1名、監事1名、会員若干名を置く。

3 前項の役員は第1項の構成員の互選による。

4 会長は、協議会業務を総括し、協議会の議長を兼ね協議会の審議を総括する。

5 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故等があった場合において、会長職務を代行する。

6 監事は協議会の会計監査を行う。

7 この協議会に新たに構成者として加入する場合、協議会の承認を得るものとする。

8 会長が必要と認める場合は、構成員以外の者を協議会等に出席させることができる。

9 役員および構成員の任期は平成20年8月7日から、協議会終了までの期間とする。なお、各構成団体の代表者でなくなるなど、途中の転退任にあたっては、各構成団体における後任者をもって充当することを原則とし、これによりがたい場合は会長の裁定による。

第4条 この協議会の事務局は加西市産業部農政課に置くものとする。

2 事務局の構成員に事務局長1名を置く。

3 前項の構成員は会長が指名することとする。

4 事務局は協議会の事務全般を行うこととする。

5 事務局長は事務局の総括を行うこととする。

6 事務局の構成員の任期は平成20年8月7日から、協議会終了までの期間とする。

なお、途中の転退任にあたっては会長が再度指名することとする。

(事業)

第5条 この協議会は有害鳥獣を適切に管理するための各種対策および普及啓発活動を行う。

(会議)

第6条 この協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、役員の過半数の出席をもって成立する。表決は出席者の過半数をもって決する。

(経費)

第7条 この協議会の経費は、各種補助金、その他の寄付金及び協議会の収入をもって充てる。特に、特定の地域において事業を実施する際は、その事業に対してその地域

より1/2から1/4程度の事業負担金を拠出することとする。

(会計年度)

第8条 この協議会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第9条 協議会の事業計画および収支予算は、会長が作成し、事業開始前に協議会の承認をえることとする。

(監査等)

第10条 会長は毎事業年度終了後、次回協議会までに次の号に掲げる書類を作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに会長はその監査報告書を次回協議会に提出しなければならない。

3 会長は第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、協議会の承認を得た後、これを第4条の事務局に備え付けることとする。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会での承認を受けなければならない。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、本規約に定めのない事項については協議会の協議によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は平成20年8月7日より施行する。
- 2 この規約は令和6年8月20日より施行する。

別紙 1

団 体 名	役 職	備 考
加 西 市	産業部長	会 長
兵庫県猟友会加西支部	支部長	副会長
兵庫県農業共済組合東播支所	所 長	監 事
加西市農会長会	会 長	会 員
加西農業改良普及センター	加西市担当	会 員

兵庫みらい農業協同組合	加西営農生活センター	アドバイザー
-------------	------------	--------